

庫文波岩

746—747

子草枕

(抄曙春)

子草枕本埠一附

卷下

訂校鑑龜田池

店書波岩

庫文波岩  
746-747

昭和九年五月二十五日印 刷行  
昭和九年五月三十日發行

枕草子 下卷 ★★

定價四十錢

校訂者

池田龜鑑



發行者

東京市神田區一ツ橋通町三番地

岩波茂雄

印刷者

新井長治郎

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目

九段電話  
振替口○二二二番  
東京二六六番  
四部○八八八番  
小賣用番

發行所

東京市神田  
一ツ橋通町  
三番地

岩波書店

刷印舍英秀社會式株

( 櫻木製本 )

庫文波岩

746—747

子草枕

(抄曙春)

子草枕本堺一附

卷下

訂校鑑龜田池



店書波岩



# 目 次

## 卷十

二〇四	うまやは……	七	二一四	詞なめげなる物……	十六
二〇五	岡は……	七	二一五	さかしき物……	十七
二〇六	社は……	八	二一六	上達部は……	十八
二〇七	降るものは……	三	二一七	君達は……	十九
二〇八	日は……	三	二一八	法師は……	二十
二〇九	月は……	四	二一九	女は……	二十一
二一〇	星は……	四	二二〇	宮仕へ所は……	二十二
二一一	雲は……	四	二二一	身をかへたらん人などは……	二十三
二一二	騒がしきもの……	五	二二二	雪たから降て……	二十四
二一三	ないがしろなる物……	五	二二三	細殿の遣戸……	二十五
			二二四	ただ過ぎに過ぐる物……	二十六
			二二五	ことに人に知られぬもの……	二十七

二二六	五六月の夕かた	二四一	關白殿二月十日のほどに
二二七	賀茂へ詣づる道に	二四二	御經のこと
二二八	鶯に郭公は劣れる	二四三	尊き物
二二九	八月晦日がたに	二四四	歌は
二三〇	いみじく穢き物	二四五	指貫は
二三一	せめて恐しき物	二四六	狩衣は
二三二	頼もしきもの	二四七	單衣は
二三三	いみじうしたて	二四八	悪き物は
二三四	世の中に猶いと心憂き物は	二四九	下襲は
二三五	男こそ猶いと有難く	二五〇	扇の骨は
二三六	萬の事よりも	二五一	檜扇は
二三七	人の上いふを	二五二	神は
二三八	人の顔にとりわきて	二五三	崎は
二三九	嬉しき物		
二四〇	御前に人々數多		

## 卷十一

二五四	屋は……	七七
二五五	時奏するいみじうをかし……	七七
二五六	日のうら／＼と……	七九
二五七	成信中將は……	七九
二五八	常に文おこする人の……	八六
二五九	きら／＼しき物……	八八
二六〇	方違などして……	九一
二六一	雪いと高く降りたるを……	九三
二六二	陰陽師のもとなる童こそ……	九三
二六三	三月ばかり物忌しにとて……	九三
二六四	清水に籠りたる頃……	九六
二六五	十二月二十四日……	九六
二六六	宮仕する人々の……	九九
二七八	定澄僧都に挂なし……	一二四
二八〇	まことや下野に下る……	一二四

## 卷十二

二六七	家廣く清げにて……	一〇〇
二六八	見習ひする物……	一〇一
二六九	うち解くまじきもの……	一〇一
二七〇	舟の路……	一〇五
二七一	右衛門の尉なる者の……	一〇六
二七二	又小野殿の母上こそは……	一〇六
二七三	又業平の母の宮の……	一〇七
二七四	をかしと思ひし歌などを……	一〇八
二七五	よろしき男を……	一〇八
二七六	大納言殿まゐり給ひて……	一〇九
二七七	僧都の君の御乳母……	一一一
二七八	男は女親なくなりて……	一一三
二七九	定澄僧都に挂なし……	一二四
二八〇	まことや下野に下る……	一二四
二八一	或る女房の……	一二五

## 章 続

- |     |           |     |     |               |     |
|-----|-----------|-----|-----|---------------|-----|
| 二八二 | びんなき所にて   | 一一六 | 二九七 | 物語をもせよ        | 一二七 |
| 二八三 | 唐衣は       | 一一七 | 二九八 | 或所に中の君とかや     | 一二七 |
| 二八四 | 裳は        | 一一七 | 二九九 | 女房の參りまかんでずるには | 一二八 |
| 二八五 | 汗衫は       | 一一八 | 三〇〇 | すきずきしくて       | 一二九 |
| 二八六 | 織物は       | 一一八 | 三〇一 | 清げなる若き人の      | 一二一 |
| 二八七 | 紋は        | 一一八 | 三〇二 | 前の木立高う        | 一二一 |
| 二八八 | 夏うすもの     | 一一九 | 三〇三 | 清げなる童の髪長き     | 一二五 |
| 二八九 | 貌よき君達の    | 一一九 | 三〇四 | 見苦しきもの        | 一二五 |
| 二九〇 | 病は        | 一二〇 | 三〇五 | 物ぐらうなりて       | 一二七 |
| 二九一 | 心づきなきもの   | 一二一 |     |               |     |
| 二九二 | 初瀬に詣でて    | 一二四 |     |               |     |
| 二九三 | いひにくきもの   | 一二四 |     |               |     |
| 二九四 | 四位五位は冬    | 一二五 |     |               |     |
| 二九五 | 品こそ男も女も   | 一二五 |     |               |     |
| 二九六 | たくみの物食ふこそ | 一二六 |     |               |     |

# 枕草子春曙抄 卷十

## 一一〇四

一 未勘  
二 信濃にや  
三 是より筆すき  
四 也

うまやは。梨原。<sup>かはら</sup>ひぐれの驛。<sup>うまや</sup>望月の驛。<sup>もち</sup>野口の驛。<sup>のくち</sup>山の驛。<sup>うまや</sup>哀なる事を聞置たりしに、又哀なる事の有しかば、猶取り集めて哀也。

○うまや——今馬繼宿<sup>シユク</sup>也。和名云驛ウマヤ。唐令云每三十里一驛。若地勢

險阻及無水草處隨<sup>ニハテニ</sup>緣置<sup>レジ</sup>之。延喜式凡諸國驛路邊植<sup>ニリツ</sup>菓樹<sup>カガミ</sup>一令下往來人得<sup>シテ</sup>中休息<sup>ヲ</sup>。

○なしはら——梨原。和名云近江栗本郡梨原。

○のぐちの——野口。和名云丹波船井郡又周防玖珂郡。

○山のうまや——和名云伊勢員辨郡野摩ニヤ。同云越後古志郡夜麻。

## 一一〇五

一大和片岡  
二未考

岡は。船岡。片岡。鞆岡は筐<sup>さく</sup>の生ひたるがをかしき也。かたらひの岡。人見の岡。  
○ふなをか——山城紫野邊葬所也。古は清淨之地也。三代實錄云董仲舒祭法螟螣<sup>ミオナムシ</sup>  
賦害五穀<sup>スル</sup>之時於害食之州縣內<sup>ニ</sup>清淨處解<sup>レ</sup>之攘<sup>レ</sup>之。故命陰陽寮<sup>ニ</sup>於城北船岡<sup>ニ</sup>

一三輪にや  
二しるしの杉と  
いへば也  
三還江佐野郡に  
とのまちの神社と  
と、延喜式云々  
四云ふ事のまゝ  
に願を叶ふべき  
やうなれば趣も  
しと也

五和泉國和泉郡  
延喜式  
六是より此神の  
物語也即貫之集  
にあり  
七八老たる物也  
九制也、法度の

修<sup>ス</sup>此祭<sup>ヲ</sup>蓋<sup>シ</sup>擇<sup>エラブ</sup>清淨之處<sup>ヲ</sup>

○ともをかはさゝのおひ——和名山城<sup>オトワニ</sup>乙訓<sup>ヲ</sup>郡鞆岡。梁塵秘抄神樂<sup>トリモノ</sup>探物歌「このさ  
さはいづこのさゝぞとねりらがこしにさがれるともをかの笠。」  
○人見のをか——住吉物語に嵯峨野へ子日に出で「手もふれでけふはよそにて歸  
なん人見の岡の松のつらさよ。」

一一〇六

社は。布留<sup>ふる</sup>の社。生田<sup>いわた</sup>の社。立田<sup>たつた</sup>の社。はなふちの社。みくりの社。すきの御社。  
るしあらんとをかし。ことのまゝの明神いと頼もし。「さのみ聞きけん」とやいはれ  
給はんと思ふぞいとをかしき。蟻通<sup>アリ道</sup>の明神<sup>ミヤクシ</sup>貫之<sup>ツラニキ</sup>が馬のわづらひけるに、此明神の  
やませ給ふとて、歌よみて奉りけんに、止め給ひけん、いとをかし。此蟻通と附け  
たる心は、誠にやあらん。昔おはしましける帝の、只若き人をのみおぼしめして、  
四十に成ぬるをば失はせ給ひければ、人の國の遠きに行き隠れなどして、更に都の  
うちにある者なかりけるに、中將なりける人の、いみじき時の人にて、心なども賢  
かりけるが、七そぢ近き親二人をもたりけるが、かう四十をだに制あるに、まして  
いと恐ろしとおぢ騒ぐを、いみじう孝ある人にて、遠き所には更に住ませじ。一日  
に一度見ではえあるまじとて、みそかに夜々家の内の土を堀りて、其内に屋を建て

心也  
曰中將の事也  
二孝也  
三老飴を置く也  
三かの親はこゝになしといふ心也  
西草紙の地  
五イきこえあり  
天心櫻の發明なり  
石是も此帝愚にして老人を捨給ふ  
心ある故に他國よりもうかがふ  
なるべし  
六イ心見事をし  
元此國人いづれも若くて分別な  
かりし故也  
言中將の心也  
三考父の詞也  
三教也  
三中將參内して  
也  
西川邊へ同道し  
て也  
五正也  
毛糸に間也

て、それに籠め据ゑて、行きつゝ見る。おほやけにも人にも、失せかくれたる由を知られてあり。などてか家に入るたらん人をば、知らでもおはせかし。うたてありける世にこそ。親は上達部などにや有けん。中將など子にてもたりけんは。いと心賢く萬の事知りたりければ、此中將若けれど、ざえあり、いたり賢くして、時の人におぼす成けり。唐の帝此の國の帝を、如何で圖りて、此國うち取らんとて、常に試み、あらがひ事をしておくり給ひけるに、つやくとまろに美しげに削りたる木の二尺ばかりあるを、「是が本末いづかたぞ」と問ひ奉たるに、すべて知るべきやうなれば、帝おぼしめしわづらひたるに、「いとほしくて、親の許に行きて、「かうかうの事なんある」といへば、「只速からん川に立ちながら横様に投げ入見んに、かへりて流む方を末と記して遣はせ」と教ふ。參りて我知り顔にして、「試み侍らん」とて、人々具して、投げ入れたるに、先にして行かたに印を附けて遣したれば、まことにさなりけり。又二尺ばかりなる蛇の同じやうなるを、「是はいづれか男女」とて奉れり。又更に人得知らず。例の中將行きて問へば、「二つを並べて、尾のかたに、細きすばえを差し寄せんに、尾勵かさんを女と知れ」といひければ、やがてそれを内裏の内にてさしければ、まことに一つは動かさず、一つは動かしけるに、又印附けて遣しけり。程久しうて、七曲に蟠りたる玉の中とほりて、左右に口開きたるが、小きを奉りて、「これに緒通して給はらん。此國に皆し侍る事なり」とて

## 子 草 桃

元親の教る詞也  
元木の枝也  
吾尾動也  
三女と知れと也  
三さやうにする也  
三雌雄をしるし  
たる也  
窟穴の曲り通り  
し也  
爰緒也  
吳彼國俗此玉に  
諸を貫と也  
毛そこばく也  
元中將老父に問  
毛老父の詞也  
四蠶也  
四中將其由を帝  
ヘ申也  
四心み事をせぬ  
也  
國帝の御心也  
望イ何わざ  
哭中將詞也  
哭かの老父をい  
究イは

奉りたるに、いみじからん物の上手不用ならん。そこらの上達部より始めて、ありとある人「知らず」と言ふに、又行きて、「かくなん」といへば、「大きなる蠶」を一つ捕へて、腰に細き糸を附け、又それに今少し大きさを附けて、あなたの口に蜜を塗りて見よ」といひければ、さ申て、蠶を入れたりけるに、蜜の香を嗅ぎて、まことにいととう穴のあなたの口に出にけり。さて、其糸の貫がれたるを遣したりける後になん、猶日本は賢かりけりとて、後々はさる事もせざりけり。此中將をいみじき人におぼしめして、「何事をし、いかなる位をか賜はるべき」と仰せられければ、「さらにつかさ位をも賜はらじ。只老たる父母の隠れ失せて侍るを尋ねて、都に住まする事を許させ給へ」と申ければ、いみじう易き事とて許されなければ、萬の人の親是を聞いて喜ぶ事いみじかりけり。中將は大臣までになさせ給ひてなんありける。さて其人の神に成りたるにやあらん。此明神の許へ詣でたりける人に夜現れて宣ひける。  
四七曲に曲れる玉の緒をぬきてありどほしとも知らずやあるらん  
と宣ひけると人の語りし。  
○ふるのやしろ——延喜式大和國山邊郡石上坐布留御魂神社。日本紀神代卷そ  
きのをのみこと、八岐の大蛇をきり給へる劍を、蛇の龜正と名づく。是今石上に  
います由見ゆ。神皇正統記神武天皇豐布津といふ劍を宇麻志間見命に賜へり。其  
劍を石上にあがむる由みゆ。袖中抄昔女河邊にて布を洗ひしに、河上より劍流き

て、萬の物を皆きり破りしが、此布にまつはれ止まりしを、此社に祝故に、<sup>ヒル</sup>布留とはぬのにとどまるとはかけり云々。三代實錄清和天皇貞觀九年三月十日大和國石上神加<sup>ヒラフ</sup>正一位<sup>ヲ</sup>云々。

○いくたの社——津の國八部郡と延喜式にあり。日本紀神功皇后の時、天照大神のいもうと稚日女尊<sup>アカヒメ</sup>われ活田長峠<sup>ナガタナガツ</sup>の國に居んと教給ふにより、海上五十狹茅<sup>ウチノカシマ</sup>をもちて祭らしむ。

○たつたの——延喜式大和國平群郡立田坐天御柱國御柱二座云々。日本紀天武天皇四年四月、美濃國<sup>ヤエキヒロ</sup>佐伯廣庭<sup>サカイヒロ</sup>に、風神を龍田の立野にまつらしむ。

○はなぶちの社——陸奥宮城郡鼻節神社延喜式にあり。シとチと通ず。

○みくりの——美久理神社越後沼垂郡延喜式。

○ことのまゝ——文德實錄二曰嘉祥三年七月遠江國任事社授<sup>コトマニニ</sup>從五位下<sup>ヲ</sup>。

○さのみききけんとや——古今詳諧歌「ねぎ事をさのみききけん社こそ果<sup>ハテ</sup>は歎きの森となりなめ。」宗祇云ねぎ事は神にいのる心をいふ也。それを戀にとりて、あだなる人のこなたかなたよりあはまほしき心をいふをきくにそへたり。あまり心よはきは後の歎きとなる義也。事任といふ名に付て、此歌を引ていへる戯也。

○などてか、家に入れたんを——老人の出つかへんをこそ嫌ひ給はめ、家内に居たらんは知らでもおはせよかし、などてかさまでは制し給ふらんとの心也。愚

かなるおきてを怪しむ詞也。

○時の人とおぼす成けり——帝の御心にも、此中將を當時の賢良とおぼせし也。  
・老父の後見ありし故なるべし。

○いとほしくて——此詞淺きに似て意味あり。帝かく愚におはして、老人を捨給ふ故、天下の人うとみまゐらせて、此他國のうかがふ難をも救はんと思ふ人なけれど、中將はさすがにいとほしく思ひまゐらすると也。

○さきにして行かたにしるしをつけて——老父の教へし如く、木の先にして流るる方を末とするしてなり。

○七わだに——<sup>トドソダ</sup>七曲也。

○いみじからん物の上手ふようならん——至たる物の上手も、此玉には緒をえ通さじと也。ふよは不用也。

○又それに今すこしふときをつけて——蟻の腰には細きをつけて、又玉を貫くべき緒に今少し太きをせんとて、申しつぎといふ物にせし也。

○みつをぬりて——蜜の香につきて、蟻のよく行くべきが爲なるべし。イみちとあり。同じ事也。源氏鈴蟲に、みちをかくしほろるげてとあり。是も蜜也。

○日本——ひのもとと讀むべし。又日本紀をやまとぶみと讀めば、やまととも讀むべきにや。

○只老たる父母の——是中將、我父母の事を言ふに非ず。すべて世人の父母を許されん事を言へるなるべし。其中に我父母の事はこもれば也。目蓮尊者、我母の地獄にあるを救はんとするに、あまねく一切の衆生の孟蘭盆を行はしめて、其母をもうかましめ給へりし佛の方便と同じかるべし。

○なゝわだに——七曲也。歌の心明也。袋双紙にも、此歌蟻通明神の御歌と記して、是昔彼社の邊に旅客の宿れる夢に示し給ふ歌云々。これも枕双紙に付て云へるにや。

## 二〇七

一 イまじりてふ  
二 檜皮也  
三 丸瓦の間々を  
四 イ本庭の字な  
る  
降るものは。雪。霰。霧は憎けれど、雪の眞白にて混りたるをかし。雪はひはだ葺  
いとめでたし。少し消えがたになりたる程。又、と多うは降らぬが、瓦の目ごとに  
入て、黒う眞白に見えたるいとをかし。時雨、霰は板屋。霜も板屋、庭。  
○雪はひはだぶき——檜皮葺に降りたるがおもしろしと也。次に霰は板屋といふ  
も同。

## 二〇八

一 イ山のはに 日は。入日。入り果てぬる山際に光りの猶とまりて、あかう見ゆるに、薄黄ばみた

ニイわたりたる

る雲のたなびきたる、いとあはれなり。

○うすきばみ——薄黃也。堀河百首「口なしの色にたなびく薄雲を雪けの空と誰か見ざらん。」

## 二〇九

月は。有明。東の山の端に細うて出る程哀也。

## 二一〇

一 豆牛  
二 イすこしをか  
三 例の書きした

星は。すばる。彦星。明星。夕づつ。よばひ星ほをだになからましかば、まして。  
 ○すばる——昴星、和名六星の火神云々。  
 ○みやうじやう——明星、和名に阿加保之アカボシとよめり。神樂歌吉々利々にあかほし  
 やみやうじやう云々。

○夕づつ——長庚、和名太白星の一名也。暮に西にあらはるる星也。  
 ○よばひぼし——流星、和名天津星にしもかゝる名をさへつかずばとたはむれし  
 詞也。

## 二一一

いくろきもを  
かし  
天雲也  
三イたなり

雲は。白き。紫。黒き雲。哀也。風吹折のあま雲。明はなる程の黒き雲の。やう  
やう白うなりゆくもいとをかし。「朝に去る色」とかや文にも作りけり。月のいと明  
き面に薄き雲いと哀也。

○朝に去色——古詩の詞なるべし。未考。

二二二

一外より也

騒がしきもの。はしり火。板屋の上にて鳥の齋のさば食ふ。十八日清水に籠合たる。  
暗う成てまだ火もともさぬ程に、ほか／＼より人の來集りたる。まして遠き所、人の  
國などより家の主の上りたる、いと騒がし。近き程に火出來ぬといふ。されど燃  
えはつかざりける。物見果てて車の歸り騒ぐ程。

○はしり火——置く炭など飛火するを云ふにや。むねはしり火など歌によめり。

○ときのさばくふ——未勘、但齋の産飯を屋根にうちあげしを争ひ食ふをいふに  
や。

○十八日清水に——世に十八日を觀音の日とする事。勝尾寺の觀音を、妙觀と云  
ふ人、寶龜十一年七月十八日より、僧俗童など十八人して、千手の像四天皇等卅  
日に刻み終りて、八月十八日に妙觀うせたり。彼十八人も見えずなりし。これよ  
り國俗十八日を觀音の日とする也。元享